

島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務（以下「業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

8,306,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）令和7年度 3,488,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 4,818,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託料は、島田市と(福)島田市社会福祉協議会が半額ずつ支出

3 担当部署

(1) 島田市

島田市健康福祉部地域福祉課（担当：初鹿野）

〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1

TEL 0547-36-7407

E-mail chiiki-fukushi@city.shimada.lg.jp

(2) (福)島田市社会福祉協議会

(福)島田市社会福祉協議会地域支援課（担当：大石）

〒427-0056 静岡県島田市大津通2番の1

TEL 0547-35-6244

E-mail fukushi-machizukuri@shimada-shakyo.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8（2025・2026）年度島田市物品購入等入札参加資格者名簿に登録され

ていること。

- (3) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

5 スケジュール

| No. | 内 容 | 日 程 |
|-----|------------|--------------------|
| 1 | 公告（公募開始） | 令和7年8月20日（水） |
| 2 | 質問書の提出期限 | 令和7年8月29日（金）午後5時必着 |
| 3 | 質問に対する回答期限 | 令和7年9月5日（金） |
| 4 | 応募書類の提出期限 | 令和7年9月17日（水）午後5時必着 |
| 5 | 選定委員会の実施 | 令和7年9月30日（火） |
| 6 | 選定結果の通知 | 令和7年10月7日（火） |
| 7 | 契約締結 | 令和7年10月中旬 |

※スケジュールは予定であり、都合により変更する場合がある。

6 公告

- (1) 公告開始日
令和7年8月20日（水）
- (2) 公告方法
島田市ホームページに実施要項を掲載する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和7年8月20日（水）から令和7年8月29日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（様式1）に必要事項を記入して、島田市健康福祉部地域福祉課に電子メールで提出すること。また、メール送信後、その旨を電話で連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は、一切受け付けないものとする。
- (3) 回答
令和7年9月5日（金）までに、島田市ホームページに掲載する。

8 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和7年8月20日（水）から令和7年9月17日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

島田市健康福祉部地域福祉課（市役所本庁舎1階）

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合、提出期間中の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

また、郵送の場合は、提出期間内に必着した書類のみ受け付けるものとする。

(4) 提出書類

| No. | 書類名 | 様式 |
|-----|---------|-----------|
| 1 | 参加申込書 | 様式2 |
| 2 | 事業者概要書 | 様式3 |
| 3 | 企画提案書 | 様式4及び任意様式 |
| 4 | 業務実施体制表 | 様式5 |
| 5 | 業務工程表 | 任意様式 |
| 6 | 業務実績書 | 様式6 |
| 7 | 見積書 | 任意様式 |
| 8 | 積算内訳書 | 任意様式 |

(5) 提出部数

8部

(6) 留意事項

ア 提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提出書類の内容は、参加者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

エ 企画提案書については、10(3)に掲げる「評価基準」が表現されたものであること。また、ページ数は20枚以内とすること。

オ 選定委員会の委員が特段の専門知識を有していなくても評価ができる書類を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、一般用語を用いて脚注を付記するなど、委員が理解しやすいものとする。

カ 文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。

9 参加辞退

応募書類を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに**参加辞退届（様式7）**を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年9月17日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
島田市健康福祉部地域福祉課（市役所本庁舎1階）
- (3) 提出方法
持参、郵送又は電子メール

10 受託事業者の選定

受託事業者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会は、別に定める「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務受託事業者選定委員会設置要綱」に基づき、実施する。

(1) 選定委員会

ア 日時

令和7年9月30日（火）

時間、場所等の詳細については、後日参加者に通知する。

イ 出席者

出席者は3人以内とする。

ウ 所要時間

参加者当たり40分以内とする。（参加者からの説明20分、質疑応答20分）

エ その他

- ・説明は、先に提出した企画提案書等の記載内容を逸脱しない範囲とし、企画提案書等の要点を簡潔にまとめたものとする。
- ・説明にスライドを使用する場合、パソコン及びデータは参加者で用意すること。なお、モニター及び電源は、会場に用意する。
- ・説明の順番は、応募書類の受付順とする。
- ・選定委員会は、非公開で実施する。

(2) 審査方法

- ア 選定委員会は、参加者が参加要件を満たしていることを確認した上で、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- イ 選定委員会は、(3)の評価基準に基づき評価を行い、評価点数が最も高い者を最優秀提案者とする。また、評価点数が2番目に高い者を次点者とする。
- ウ 合計点数の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は最優秀提案者又は次点者として選定しないものとする。
- エ 評価点数について、満点は100点とするが、参加者が1者の場合は、審査の評価項目中「見積額」（配点10点）の比較対象が無いため、同項目の配点は行わず、満点は90点とする。
- オ 評価点数が最も高い者が複数あった場合は、同点の者を比較して、「見積額」の順で順位付けするものとする。「見積額」も同点の場合は、当該者にくじを引

かせて順位を決定する。

カ 参加者が1者のみの場合でも選定委員会を実施し、評価を行うものとする。

(3) 評価基準

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|--------|---|-----|
| 提案内容 | 本業務の目的、趣旨を十分に理解し、現在の国・県の動向や法的根拠等を正確に把握しているか。 | 10 |
| | 本市の特性、課題、各種関連計画等を踏まえた提案がされているか。 | 10 |
| | 地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定するための施策体系及び計画構成が具体的に提案されているか。 | 10 |
| | 市民福祉意識調査の実施・集計・分析方法は適切か。また、回答率を上げるための工夫がなされているか。 | 10 |
| | 策定委員会の運営における資料作成、議事録作成など、効果的な支援が期待できるか。 | 10 |
| | 市民等にとって分かりやすく見やすい計画書及び概要版となるよう、工夫された提案となっているか。 | 10 |
| | 仕様書の業務内容をさらに充実させるような積極的な提案、アイデアはあるか。 | 10 |
| 業務体制 | 業務遂行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっているか。 | 5 |
| | 業務の作業工程が具体的に示され、妥当性及び業務遂行の実現性が確保されているか。 | 5 |
| 業務実績 | 過去の同種・類似の業務実績から、適切に業務を遂行する能力が見込まれるか。 | 5 |
| プレゼン能力 | 明瞭で分かりやすい内容となっているか。また、質問に対し、適切な回答をしているか。 | 5 |
| 見積額 | 税込参考見積額の最低価格を10点とし、比例配分方式により評価点を換算する。 X = 委託料上限額 Y = 最低見積額 Z = 評価対象見積額 【Zの評価点数】 $10 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 10$ ※少数点第3位を四捨五入 | 10 |
| 合 計 | | 100 |

(4) 選定結果の通知・公表

ア 選定の結果については、参加者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者及び次点者を島田市ホームページで公表する。

イ 審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

ウ 参加者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

(5) 契約協議及び契約

ア 島田市及び(福)島田市社会福祉協議会は、審査の結果を踏まえ、最優秀提案者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

イ 前項において、協議が整わない場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。

11 その他の注意事項

(1) 書類の作成、提出等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。

(3) 本プロポーザルに係る提出書類は、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。